令　　和　　8　　年

上 砂 川 町 議 会 会 議 録

第3回 定　 例　 会

上　砂　川　町　議　会

上砂川町議会会議録目次

出席議員……１
説明のため出席した者……２
事務局職員出席者……２

令和８年第３回定例会

第　１　号（９月７日）

議事日程……３
会議録署名議員……３
開会の宣告……４
開議の宣告……４
会議録署名議員指名について……４
会期決定について……４
諸般の報告……４
例月出納検査結果報告（６・７月分）……４
町長行政報告……４
教育長教育行政報告……５
同意第　４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて（同意）……６
議案第３５号　上砂川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定について……６
議案第３６号　上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について……７
議案第３７号　上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について……９
議案第３８号　令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）……１１
認定第　１号　令和７年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について……１３
認定第　２号　令和７年度上砂川町水道事業会計決算認定について……１３
認定第　３号　令和７年度上砂川町下水道事業会計決算認定について……１３
決算特別委員会設置及び付託について……１５
報告第　４号　令和７年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について（報告済）……１６
休会について……１７
散会の宣告……１８

第　２　号（９月１０日）

議事日程……２０
会議録署名議員……２０
開議の宣告……２１
会議録署名議員指名について……２１
一般質問……２１

小　　澤　　一　　文……２１
福祉課長　佐　藤　利　哉……２２
笹　　木　　笑　　子……２３
企画課長　山　崎　数　浩……２３
議案第３５号　上砂川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）……２５
議案第３６号　上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）……２５
議案第３７号　上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について（原案可決）……２５
議案第３８号　令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）（原案可決）……２５
調査第　３号　所管事務調査について（許可）……２７
追加日程について……２７
意見書案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（原案可決）……２７
閉会の宣告……２９

出　席　議　員

議席番号	氏　　名	3 定	
		9. 7	9.10
1	石　田　浩　二	○	○
2	藏　根　高　史	○	○
3	笹　木　笑　子	○	○
4	小　澤　一　文	○	○
5			
6	伊　藤　充　章	○	○
7	吉　川　　洋	○	○
8	髙　橋　成　和	○	○

説　明　の　た　め　出　席　し　た　者

役　職　名	氏　　名	3 定	
		9. 7	9.10
町　　長	奥　山　光　一	○	○
副　町　長	鷲　尾　仁　志	○	○
教　育　長	飯　山　重　信	○	○
監　査　委　員	横　林　典　夫	○	○
監査事務局長	谷　　禎　規	○	○
総　務　課　長	大　石　　太	○	○
企　画　課　長	山　崎　数　浩	○	○
建設環境課長	内　野　博　之	○	○
建設環境課技師長	鈴　木　健　一	○	○
住　民　課　長	佐　藤　直　美	○	○
会計管理者	戸　田　晋　一	○	○
福　祉　課　長	佐　藤　利　哉	○	○
医療保険担当課長	沼　　明　仁	○	○
健康推進課長	林　　孔　美	○	○
教　育　次　長	東　海　孝　司	○	○

事 務 局 職 員 出 席 者

職　　名	氏　　名	3 定	
		9. 7	9.10
議会事務局長	谷　　禎　規	○	○
総　務　係　長	齊　藤　弥　生	○	○

令　和　８　年

上砂川町議会第３回定例会会議録（第１日）

９月７日（月曜日）午前１０時００分　開　会
午前１０時４８分　散　会

○議事日程　第１号

第　１　会議録署名議員指名について
第　２　会期決定について
　　９月７日～９月１０日
　　４日間
第　３　諸般の報告
　　１）議会政務報告
　　２）例月出納検査結果報告（６・７月分）
第　４　町長行政報告
第　５　教育長教育行政報告
第　６　同意第　４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
　　※　同意第４号は、即決とする。
第　７　議案第３５号　上砂川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定について
第　８　議案第３６号　上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
第　９　議案第３７号　上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について
第１０　議案第３８号　令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）
　　※　議案第３５号～第３８号は、提案理由・内容説明までとする。
第１１　認定第　１号　令和７年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について
第１２　認定第　２号　令和７年度上砂川町水道事業会計決算認定について
第１３　認定第　３号　令和７年度上砂川町下水道事業会計決算認定について
　　※　認定第１号～第３号は、認定に付すべき理由・内容説明までとする。
第１４　決算特別委員会設置及び付託について
第１５　報告第　４号　令和７年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について

○会議録署名議員

２番　　藏　　根　　高　　史　　３番　　笹　　木　　笑　　子

◎開会の宣告

○議長（髙橋成和）　おはようございます。ただいまの出席議員は７名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和８年第３回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

（開会　午前１０時００分）

◎開議の宣告

○議長（髙橋成和）　直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員指名について

○議長（髙橋成和）　日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、２番、藏根議員、３番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎会期決定について

○議長（髙橋成和）　日程第２、会期決定について議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から９月10日までの４日間にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から９月10日までの４日間に決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでございます。

◎諸般の報告

○議長（髙橋成和）　日程第３、諸般の報告を行います。

議会政務報告を行います。報告事項につきましては、それぞれ印刷してお手元に配付しているとおりでありますので、御覧いただき、報告に代えさせていただきます。

次、例月出納検査結果報告を行います。本件につきましては、お手元に配付の報告書の６月分、７月分のとおりでございますので、御覧いただき、報告といたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎町長行政報告

○議長（髙橋成和）　次、日程第４、町長の行政報告を行います。奥山町長。

○町長（奥山光一）　議長のご指名により、町長行政報告を申し上げますが、その前に去る７月28日に発災しました令和８年熊本地震、さらには翌月８月に千葉県を襲った豪雨により多くの方が亡くなられました。お亡くなりになられた方に心よりお悔やみを申し上げますとともに、被災された方、また被災地においては一日も早い復興とお見舞いを申し上げるところでございます。

それでは、行政報告に戻ります。今回報告いたします令和８第２回定例会から本定例会までの町政執行上の事項について特段申し上げる事項はございませんが、町内外の行事、会議等につきましてはお手元に配付の報告書のとおりでございますので、お目通し願いまして、町長行政報告とさせていただきます。

○議長（髙橋成和）　以上で町長行政報告を終わります。

◎教育長教育行政報告

○議長（髙橋成和）　日程第５、教育長の教育行政報告を行います。飯山教育長。

○教育長（飯山重信）　教育行政報告を申し上げます。

令和８第２回定例会以降の町内外の主要な会議、行事につきましてはお手元に配付させていただいております報告書のとおりでございますが、全国学力・学習状況調査の結果につきましてご報告申し上げます。

資料ナンバー１を併せてご参照願います。全国学力テストにつきましては、本年度は４月23日に小学６年生を対象に国語、算数、中学３年生を対象に国語、数学及びデジタル端末を利用したオンライン方式での英語の３教科で実施されました。

本町の調査結果につきましては、昨年度の調査においては小学校、中学校ともに全教科で全国、全道平均を下回る結果となりました。本年度は、小学校において全国、全道平均を上回り、中学校においては国語は平均との差が改善傾向にあったものの、数学はさらに広がったところです。今回のテストでの課題点としては、小学校の国語においては話すこと、聞くことなど判断、表現する力、算数においては測定、図形を理解する力に課題があり、中学校の国語においては言葉や文章を読み込む力、数学においては数学的な表現を用いて説明する力、英語においては文章を読み、自分の考えを書く力などに課題が見受けられました。

また、学力テストに併せ実施された児童生徒の実態を把握するアンケート調査において、ふだん１日当たりどのくらい家で勉強するのかとの問いに、小学校では30分未満とする児童の割合は全国平均20.2％に対し、当町では22.2％、中学校では全国平均18.4％に対し、当町では０％となっており、昨年度の調査結果では小学校62.5％、中学校72.7％となっていましたので、昨年度より家庭学習をする傾向が見受けられております。

教育委員会としましては、各学校長に対し、将来につながる資質、能力を身につけるために教科担当や担任だけに任せるのではなく、自分で考え判断し、行動できる人材が育つよう学校全体で支援方法や授業改善を行いながら課題点を補うよう指示しています。あわせて、公設学習塾についても今年度から中学校も夏、冬休みを活用した学習ゼミを開設するなど、

事業者と協議を重ねながらよりよい学習環境づくりに努めてまいります。いずれにしましても、引き続き関係機関や家庭と連携しながら上砂川町の子供たちの自立に向けた学びの構築などに努めてまいりますことを申し上げ、教育長行政報告といたします。

以上でございます。

○議長（髙橋成和）　以上で教育長教育行政報告を終わります。

◎同意第４号

○議長（髙橋成和）　日程第６、同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて提案理由並びに内容の説明をいたします。

提案理由といたしましては、現委員、伊藤伸一氏が令和８年９月30日で任期満了となるに伴い、同氏を再任することについて議会の同意を求めるものであること。

内容の説明をいたしますので、本文を御覧願います。次の者を本町固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、地方税法第423条第３項の規定により議会の同意を求める。

住所、[redacted]。氏名、伊藤伸一。生年月日、[redacted]。職業、[redacted]。備考、任期３年。

本件は人事案件でございますので、全議員のご同意をお願いいたします。

○議長（髙橋成和）　以上で提案理由の説明を終わります。

本件は人事案件でございますので、質疑、討論を省略し、即決でまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

これより同意第４号について採決いたします。

お諮りいたします。本件は、町長の提案のとおり同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

よって、同意第４号　固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについては、同意することに決定いたしました。

◎議案第３５号

○議長（髙橋成和）　日程第７、議案第35号　上砂川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第35号　上砂川町監査委員の事務執行に

関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋成和）　以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。大石総務課長。

○総務課長（大石　太）　それでは、ご指示により、議案第35号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、地方自治法の一部改正に伴い、同法の職員の賠償責任有無の審査の条項が繰下げになったことから、関係する条項を改正するものであります。

条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー２の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に参ります。上砂川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町監査委員の事務執行に関する条例（昭和28年上砂川町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第５条及び第６条中「第243条の２第３項」を「第243条の２の９第３項」に改める。

附則

この条例は、令和８年９月24日から施行する。

以上でございます。

○議長（髙橋成和）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第３６号

○議長（髙橋成和）　次、日程第８、議案第36号　上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第36号　上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、北海道乳幼児等医療給付事業の改正及び医療法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は医療保険担当課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋成和）　以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。沼医療保険担当課長。

○医療保険担当課長（沼　明仁）　それでは、ご指示により、議案第36号の内容について説明をいたします。

このたびの条例改正は、２つの要因によるもので、１点目として北海道医療給付事業の乳幼児等医療費助成において令和８年８月１日から所得制限が撤廃されたことに伴い、本条例に規定する所得制限に係る条項を改正するものであります。本町におきましては、独自施策として所得制限を撤廃しておりますことから、受給者への影響はありませんが、これまで医療機関等から全額請求され、本町が負担していた独自施策分について８月受診分から北海道が一部負担となるものです。

２点目として、医療法等の一部を改正する法律（令和７年法律第87号）の施行により、令和８年10月１日から社会保険診療報酬支払基金が医療情報基盤・診療報酬審査支払機構に改組されることに伴い、同条例第７条の一部を改正するものです。

その他、一部の用語につきましても現在の公用文作成の指針に合わせて改正するものでございます。

なお、条例本文の改正箇所につきましては、資料ナンバー３の新旧対照表をご参照願います。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例。

上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例（平成６年上砂川町条例第29号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「同事情」を「これに準ずる関係」に改め、同条第３号に次のように加える。

キ　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）

第２条第４号中「含む。）」を「含む。」に改め、同条第６号中「この条例において」及び「（昭和57年法律第80号）」を削り、同条第７号中「この条例において」を削る。

第３条第３号及び第４号を削り、同条第５号中「重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」を「上砂川町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例」に改め、同号を同条第３号とする。

第６条第２項中「同事情」を「これに準ずる関係」に改める。

第７条第３項中「北海道社会保険診療報酬支払基金」を「北海道医療情報基盤・診療報酬審査支払機構」に改める。

附則

この条例は、令和８年10月１日から施行する。ただし、第３条第３号、第４号及び第５号の改正規定は令和８年８月１日から適用する。

以上でございます。

○議長（髙橋成和）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第３７号

○議長（髙橋成和）　次、日程第９、議案第37号　上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第37号　上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について提案理由を申し上げます。

上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、移住定住の促進を図るため、本条例の一部を改正するものであること。

以下、内容の説明は企画課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋成和）　以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩）　それでは、ご指示により、議案第37号について内容の説明をいたします。

このたびの条例改正は、移住定住のさらなる促進を図るため、上砂川町移住定住者奨励金における中古住宅購入の要件の見直しを行うとともに、上砂川町就業者移住定住奨励金の要件を改正し、併せて子育て世帯に対する経済的支援の見直しに伴い育児用品購入券を現金給付による出産祝金に改めるものでございます。

資料ナンバー４―１の新旧対照表と資料ナンバー４―２の改正内容概要を併せて御覧願います。初めに、上砂川町移住定住者奨励金の改正についてでございます。これまで中古住宅の購入については、購入価格が200万円以上であることを要件としておりましたが、この200万円以上の要件をなくすことにより、低価格な中古住宅を購入される方も広く対象に含め、一層の移住定住を促進するものでございます。支給額につきましては、これまで同様に基本要件の50万円に、加算要件については16歳以下の子を扶養している世帯には30万円、町外から転入には20万円をそれぞれ加算することとし、支給額の合計は中古住宅の購入価格を限度とするものでございます。

次に、育児用品購入券贈呈事業の改正についてでございます。本町におきましては、出生時と満１歳時にそれぞれ５万円の町内商店で使用できる育児用品購入券贈呈事業を実施してまいりましたが、次世代を担う子育て世帯の経済的負担をより効果的かつ確実に軽減し、安心して子供を産み育て定住できる環境づくりを一層促進するため、このたび現金給付をする出産祝金に変更するものでございます。事業の主な内容でございますが、対象者は令和８年４月１日以降に子供を出産された方で、祝い金額は第１子10万円、第２子20万円、第３子以降30万円の祝い金を支給するほか、記念品として木製の命名書を贈呈いたします。

次に、上砂川町就業者移住定住奨励金の改正についてでございます。これまで対象は、町内の事業所に正職員として就職した方で、扶養家族ありの場合は20万円、単身者の場合は10万円に限定しておりましたが、改正後は町外の事業所に就職した場合も対象に拡大いたします。これにより、町内に居住しながら町外へ通勤される移住者等も広く受け入れ、さらなる移住定住を図るものでございます。

その他、一部の用語につきましても現在の公用文作成の指針に合わせ改正するものでございます。

本条例は、令和８年10月１日から施行といたしますが、移住定住者奨励金及び出産祝金は令和８年４月１日から適用いたします。ただし、経過措置として、今年度１歳の誕生日を迎える子供につきましては改正前の育児用品購入券の支給に代え、現金で支給いたします。

それでは、本文に入らせていただきます。上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例。

上砂川町移住定住促進条例（平成30年上砂川町条例第６号）の一部を次のように改正する。

第２条第１号中「第１条」を「前条」に、「と同等に取り扱う購入券若しくは現金」を「等」に改め、同条第３号中「を適用している者」を「に加入している者」に改め、同条第５号中「、かつ売買契約時の購入価格が200万円以上の」を「された」に改める。

第３条第１号を次のように改める。

（１）　上砂川町出産祝金

第４条第１項第１号を次のように改める。

（１）　上砂川町出産祝金　町内に住所を有し、出生した子どもを扶養している者

第４条第１項第３号ア中「町内の事業所に正規社員として就職した者で」を削り、「６ヵ月」を「６か月」に改め、「以内に」の次に「正規社員として」を加え、同号イ中「町内の事業所に」を削り、「６ヵ月」を「６か月」に改め、同号ウ中「町内に」を削り、同号エ中「町内の事業所に」を削り、「６ヶ月」を「６か月」に改め、同項第６号ア中「しているもの。」を「しているもの」に改め、同号イ中「講じているもの。」を「講じているもの」に改め、同号ウ中「住宅でないもの。」を「住宅でないもの」に改め、同号エ中「以上であるもの。」を「以上であるもの」に改め、同号オ中「以上のもの。」を「以上のもの」に改め、同号カ中「置き場」を「置場」に、「されているもの。」を「されているもの」に改め、同号キ中「されているもの。」を「されているもの」に改め、同号ク中「施工するもの。」を「施工するもの」に改め、同号ケ中「管理するもの。」を「管理するもの」に改める。

第６条第２項第１号を次のように改める。

（１）　上砂川町出産祝金　出生日から１か月以内とする。

第６条第２項第３号及び第４号中「６ヵ月」を「６か月」に改める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年10月１日から施行する。ただし、第２条第５号、第３条、第４条第１項第１号及び第６条第２項第１号の改正規定は、令和８年４月１日から適用する。

（経過措置）

２　改正前の第４条第１項第１号に規定する満１歳の誕生日を迎えた子どもを養育している者に支給する育児用品購入券は、現金支給とする。

以上です。

○議長（髙橋成和）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎議案第３８号

○議長（髙橋成和）　次、日程第10、議案第38号　令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）について議題といたします。

提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました議案第38号　令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）について提案理由を申し上げます。

令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ１億1,190万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,690万円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年９月７日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は副町長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋成和）　以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。鷲尾副町長。

○副町長（鷲尾仁志）　それでは、議案第38号について内容の説明をいたします。

２ページであります。第１表、歳入歳出予算補正。１、歳入、18款繰入金１億円の追加で、１億9,400万円となります。

１項基金繰入金、同額であります。

19款繰越金1,190万円の追加で、１億28万2,000円となります。

１項繰越金、同額であります。

歳入合計が１億1,190万円の追加で、34億6,690万円となります。

次ページ、歳出であります。２、歳出、２款総務費286万6,000円の追加で、４億9,026万8,000円となります。

１項総務管理費244万8,000円の追加で、４億2,132万5,000円となります。

３項戸籍住民基本台帳費41万8,000円の追加で、4,441万円となります。

３款民生費212万3,000円の追加で、７億3,113万6,000円となります。

２項児童福祉費212万3,000円の追加で、6,801万円となります。

４款衛生費241万1,000円の追加で、２億1,310万7,000円となります。

１項保健衛生費241万1,000円の追加で、１億1,198万円となります。

７款商工費１億円の追加で、１億5,164万3,000円となります。

１項商工費、同額であります。

８款土木費450万円の追加で、４億2,890万2,000円となります。

１項土木管理費450万円の追加で、１億1,099万円となります。

歳出合計が１億1,190万円の追加で、34億6,690万円となります。

事項別明細書６ページ、歳出でございます。３、歳出、２款総務費、１項総務管理費、５目財産管理費7,000円の追加は、これまで民間から無償貸与を受けていた道路用地を含む字鶉121番地25につきまして土地の適正管理を行う観点から購入するものであります。

９目諸費244万1,000円の追加で７節報償費50万円の追加は、本年７月28日に発生した熊本地震災害の義援金、22節償還金、利子及び割引料194万1,000円の追加は障害者自立支援給付費等国・道支出金に係る精算返還金であります。

３項戸籍住民基本台帳費、１目戸籍住民基本台帳費41万8,000円の追加は、当初予算に計上した総合行政システム機器の保守委託料につきまして機材の価格高騰に伴う仕様変更のため追加するものであります。

３款民生費、２項児童福祉費、１目児童福祉総務費53万8,000円の追加は、議案第37号でご説明申し上げました移住定住促進条例中子育て支援の改正によるもので、現行制度である育児用品購入券贈呈事業の精査と新制度である出産祝金等贈呈事業に係る経費を計上するものであります。

２目認定こども園等複合施設費158万5,000円の追加で第１節報酬152万7,000円と次ページ、３節職員手当等５万8,000円の追加は、保育教諭１名の退職に伴う欠員補充として会計年度任用職員を任用するものであります。なお、退職職員の人件費につきましては、他の職員給与と併せ、改めて精査してまいります。

４款衛生費、１項保健衛生費、１目保健衛生総務費241万1,000円の追加で１節報酬233万2,000円、３節職員手当等４万1,000円、８節旅費３万8,000円の追加は、東鶉歯科診療所の運営を支援するため現行の事務員及び歯科衛生士それぞれ１名の方を会計年度任用職員として任用するものであります。

７款商工費、１項商工費、２目企業開発費１億円の追加は、マイクログラス社がガラス印刷工程における洗浄機や印刷機のほか、貼り箱機の整備など２億円を超える設備投資を行うことから、限度額の１億円を助成するものであります。

８款土木費、１項土木管理費、８ページに参りまして、１目土木総務費450万円の追加は、特定空家にしている１件について倒壊のおそれがあり、周囲への被害等影響が懸念されることから、緊急代執行を行うものであります。

次に、５ページ、歳入であります。２、歳入、18款繰入金、１項基金繰入金、１目基金繰入金１億円の追加は、産業振興基金から企業振興促進助成金同額を繰入れするもので、19款繰越金、１項繰越金、１目繰越金1,190万円の追加は前年度繰越金を計上するものであります。

以上でございます。

○議長（髙橋成和）　以上で提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎認定第１号　認定第２号　認定第３号

○議長（髙橋成和）　日程第11、認定第１号から日程第13、認定第３号につきましては関連がございますので、一括議題とし、提案理由及び内容の説明を求めてまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

したがって、日程第11、認定第１号　令和７年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、日程第12、認定第２号　令和７年度上砂川町水道事業会計決算認定について、日程第13、認定第３号　令和７年度上砂川町下水道事業会計決算認定について一括議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　議案書９ページをお開き願います。ただいま一括上程されました認定第１号及び認定第２号並びに認定第３号について提案理由を申し上げます。

初めに、認定第１号　令和７年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について。

令和７年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方自治法第233条第３項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであること。

続きまして、10ページをお開き願います。認定第２号　令和７年度上砂川町水道事業会計決算認定について。

令和７年度上砂川町水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第４項の規定により、監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであること。

続きまして、11ページを御覧願います。認定第３号　令和７年度上砂川町下水道事業会計決算認定について。

令和７年度上砂川町下水道事業会計決算認定について、別冊のとおり監査委員の意見をつけて認定に付する。

認定に付する理由といたしましては、地方公営企業法第30条第４項の規定により、監査委

員の審査に付した決算を監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものであること。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋成和）　以上で提案理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。大石総務課長。

○総務課長（大石　太）　それでは、ご指示により、認定第１号から認定第３号について内容の説明をいたします。

お手元に配付しております令和７年度上砂川町各会計決算の概要を読み上げ、説明とさせていただきます。

１ページをお開き願います。令和７年度上砂川町各会計決算につきましては、一般会計予算は、第８期総合計画に基づき、経費の縮減を図りつつ、限られた財源の有効かつ効率的運用により、本町の重要課題であります定住対策や子育て支援事業及び高齢者対策などに重点を置き、将来にわたり安心して暮らせる町づくりに向けた予算編成により、予算額は38億5,373万8,000円となったものであります。予算額に対する執行状況は、歳入では38億918万6,000円で98.8％の収入率となり、歳出は37億62万4,000円で96％の執行率となっております。令和７年度においても特別職の人件費を町長15％、副町長、教育長５％の削減を継続したところでございます。積立金、基金につきましては、誘致企業助成金や公共施設等除却工事等に１億3,450万円を取り崩しましたが、ふるさとづくり基金や教育施設整備基金等へ１億3,078万5,000円を積み立てたことから、令和７年度末基金残高は18億2,919万7,000円となったところでございます。

財政構造の分析を行う上で重要な経常収支比率は、令和６年度では臨時財政対策債を含め91.1％でしたが、経常的一般財源に係る人件費、物件費が増加したことにより令和７年度では0.5ポイント増の91.6％となりました。財政力指数につきましては、過去３か年平均で10.8％と自主財源の割合が低く、地方交付税などに大きく依存している状況にあり、依然として厳しい財政運営となっております。

財政健全化判断比率につきましては、この後日程第15の報告第４号にて説明させていただきますが、全て国の示す基準値以下となっているところでございます。

次のページへ参ります。特別会計、企業会計であります。各会計の決算状況は、財政法上のルールによる繰入金のほか、収支不足が生じた会計につきましては例年同様一般会計からの繰入金により収支の均衡を図っていることから、令和７年度決算においても赤字の特別会計、企業会計は生じぬ状況となってございます。

各会計の決算につきまして、一般会計では、歳入が38億918万6,000円、歳出で37億62万4,000円、差引き１億856万2,000円となり、翌年度に繰り越すべき一般財源291万3,000円を差し引いた実質収支は１億564万9,000円となります。特別会計と企業会計合わせた４会計では、合計で歳入が５億6,489万2,000円、歳出で５億6,475万8,000円となり、差引き13万4,000円となりました。全会計の合計で43億7,407万8,000円の収入に対し、42億6,538万2,000円と

なり、差引き１億869万6,000円となります。

３ページ、４ページには各会計決算の内容をまとめてありますので、後ほど御覧いただきたくお願い申し上げ、説明とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（髙橋成和）　以上で認定第１号から認定第３号についての提案理由並びに内容の説明を終わります。

◎決算特別委員会設置及び付託について

○議長（髙橋成和）　次、日程第14、決算特別委員会設置及び付託について議題といたします。

お諮りいたします。ただいま提案がありました認定第１号　令和７年度上砂川町一般会計及び特別会計決算認定及び認定第２号　令和７年度上砂川町水道事業会計決算認定並びに認定第３号　令和７年度上砂川町下水道事業会計決算認定について、委員会条例の規定に基づき、５名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託し、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

したがって、認定第１号から認定第３号については、５名で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。ただいま設置されました決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例の規定により議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

それでは、指名いたします。決算特別委員会の委員につきましては、議長と議選の監査委員であります小澤議員を除く全議員を指名いたします。

お諮りいたします。本決算特別委員会の正副委員長につきましては、委員会条例の規定により委員会において互選することとなっておりますが、申合せによりまして行政常任委員会の正副委員長が兼ねることになっておりますので、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

それでは、委員長には藏根議員、副委員長には笹木議員を指名いたします。

お諮りいたします。決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会に地方自治法第98条の審査権限を付与することに決定いたしました。

なお、各会計の決算の資料につきましては、お手元に配付のとおりでありますので、ご参照願います。

◎報告第４号

○議長（髙橋成和）　日程第15、報告第４号　令和７年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について議題といたします。

報告理由の説明を求めます。奥山町長。

○町長（奥山光一）　ただいま上程されました報告第４号　令和７年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告について報告理由を申し上げます。

報告理由といたしましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第３条第１項及び第22条第１項の規定に基づき、令和７年度決算により算出した財政健全化判断比率等の暫定値を監査委員の審査意見を付して次のとおり報告する。

令和８年９月７日提出、北海道上砂川町長。

以下、内容の説明は総務課長からいたしますので、ご審議くださいますようお願いいたします。

○議長（髙橋成和）　以上で報告理由の説明を終わります。

引き続き内容の説明を求めます。大石総務課長。

○総務課長（大石　太）　それでは、ご指示により、報告第４号について内容の説明をいたします。

財政健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき報告をするものであります。

各指標の内容であります。初めに、実質赤字比率ですが、本町の場合は一般会計に係るもので、会計での実質収支は１億564万9,000円の黒字決算となっていることから、赤字比率はゼロとなっております。

次に、連結実質赤字比率ですが、各特別会計で赤字決算をしていないことから、連結実質赤字比率についてもゼロとなっております。

実質公債費比率については、標準財政規模に対する企業会計への公債費分の繰出金の割合が減少したことにより、前年度より0.4ポイント減の5.1％となる見込みでございます。

将来負担比率につきましては、防災行政無線整備事業に係る緊急防災・減災事業債等の発行により地方債現在高が増加したことによりまして、前年度より皆増の2.7％となる見込みでございます。

資金不足比率につきましては、水道事業会計と下水道事業会計の２つの企業会計に係るもので、両会計とも資金不足が生じていないことから、資金不足比率はゼロとなっておりま

す。

本町の健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、全て国の示す基準以下となっておりますが、今後も人口減少等による自主財源の減少や地方交付税の減収が想定されることから、引き続きこれらの比率を注視しながら、財政運営を行ってまいります。

以上、内容の説明とさせていただきますが、このたびの報告は今後国や道との協議等により比率が変更となることもあるため暫定値としての報告であり、住民に対する公表につきましても昨年同様町広報及びホームページにて行うこととしております。なお、総務省におきましても10月上旬にこの暫定値につきまして公表を行う予定となっておりますことを申し添え、報告とさせていただきます。

それでは、本文に参ります。議案書12ページをお開き願います。１、財政健全化判断比率、暫定値。単位はパーセントでございます。区分、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率。上砂川町の比率、0.00、0.00、5.1、2.70。早期健全化基準、15.0、20.0、25.0、350.0。財政再生基準、20.0、30.0、35.0。

２、資金不足比率、暫定値。単位はパーセントでございます。企業会計の名称、資金不足比率、経営健全化基準。水道事業会計、0.00、20.0。下水道事業会計、0.00、20.0。

以上でございます。

○議長（髙橋成和）　以上で報告理由並びに内容の説明を終わります。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　ないようですので、打ち切ります。

したがって、報告第４号　令和７年度上砂川町財政健全化判断比率等の報告については、報告済みといたします。

◎休会について

○議長（髙橋成和）　以上で本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りいたします。議案調査のため、８日と９日は休会にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

したがって、８日と９日は休会することに決定いたしました。

なお、９日につきましては行政常任委員会を開催していただくことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

また、10日は午前10時より本会議を再開いたしますので、出席いただきますようよろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○議長（髙橋成和）　本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（散会　午前１０時４８分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　髙　橋　成　和

署　名　議　員　　藏　根　高　史

署　名　議　員　　笹　木　笑　子

令　和　８　年

上砂川町議会第３回定例会会議録（第２日）

９月１０日（木曜日）午前１０時００分　開　議
午前１０時３０分　閉　会

○議事日程　第２号

第　１　会議録署名議員指名について
第　２　一般質問
第　３　議案第３５号　上砂川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定について
第　４　議案第３６号　上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について
第　５　議案第３７号　上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について
第　６　議案第３８号　令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）
※　議案第３５号～第３８号は、質疑・討論・採決とする。
第　７　調査第　３号　所管事務調査について
（追加日程）
第　８　意見書案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書

○会議録署名議員

２番　藏　根　高　史　　３番　笹　木　笑　子

◎開議の宣告

○議長（髙橋成和）　おはようございます。ただいまの出席議員は７名です。

理事者側につきましては、全員出席しております。

定足数に達しておりますので、令和８年第３回上砂川町議会定例会は成立いたしましたので、会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

（開議　午前１０時００分）

◎会議録署名議員指名について

○議長（髙橋成和）　日程第１、会議録署名議員指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定によって、２番、藏根議員、３番、笹木議員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎一般質問

○議長（髙橋成和）　日程第２、一般質問を行います。

本件につきましては、議長の手元まで通告が参っておりますので、順を追って許可してまいりたいと思います。

◇　小　澤　一　文　議員

○議長（髙橋成和）　４番、小澤議員、ご登壇の上ご発言願います。

○４番（小澤一文）　改正社会福祉法に基づく身寄りのいない高齢者支援策についてお伺いいたします。

少子高齢化が進む中、子供がいない、あるいは親族とは疎遠であるといった頼れる身寄りのいない高齢者が増えています。この状況は、本町においてもこれからの地域社会の在り方を左右する大きな課題と言えるかもしれません。本年６月に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律により、日常生活支援から入院、入所手続の代行やサポート、さらには死後事務までを包括的に支える枠組み、高齢者等終身サポート事業が法制度上の位置づけを整理し、法制化されました。今後民間事業者の参入が進む一方で、低所得層や生活困窮層の受皿となり、さらには相談窓口の役割として社会福祉協議会、以下社協や行政の役割はこれまで以上に大きくなることが予想されます。そこで、新制度の施行を見据え、誰もが住み慣れた町で安心して暮らし続けられる支援体制を構築するため、以下２点お伺いします。

初めに、実効性のある支援体制を設計する前提として本町における対象者の概数、また当事者が抱える具体的な不安を把握する必要があります。地域包括支援センター、以下包括や民生委員等との連携の下、早期に実態調査を行うべきと考えますが、見解をお伺いします。

次に、新制度施行に伴い、身元保証や死後事務等の多様な相談や伴走支援が増加し、社協

や包括等の本来の業務に過度な負担が生じる懸念があります。そこで、行政と関係機関が連携し、役割分担や対応方針を明確にする必要があると考えますが、見解をお伺いします。

質問は以上です。

○議長（髙橋成和）　ただいまの４番、小澤議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。佐藤福祉課長。

○福祉課長（佐藤利哉）　４番、小澤議員のご質問、改正社会福祉法に基づく身寄りのいない高齢者支援策についてお答えいたします。

少子高齢化や単身高齢者世帯の増加に伴い、家族や親族から十分な支援を受けることが難しい高齢者が増加する中、日常生活における支援のみならず、入院、入所時の手続や緊急時の連絡先、さらには本人が亡くなられた後の葬儀、納骨、家財処分等、いわゆる死後事務についてどのように支えていくかが重要な課題となっております。こうした状況を踏まえ、令和８年６月に成立した社会福祉法等の一部を改正する法律では、頼れる身寄りがいない高齢者等に対し、日常生活支援、円滑な入院、入所等の手続支援、死後事務支援を行う事業について第２種社会福祉事業として位置づけることとされており、社会福祉協議会を含む社会福祉法人等多様な主体による実施が想定され、法施行日につきましては法律の公布後２年以内に政令で定める日とされております。

議員１点目の質問、身寄りのいない高齢者の実態調査につきましては、本町の65歳以上の一人暮らしの方は施設に入所している方を除いて400人ほどおり、今後の支援体制を検討するためにはどの程度の方が頼れる身寄りがいない状況にあり、どのような不安を抱えているのかを把握することが重要であると認識しております。まずは、要支援者名簿の活用や地域包括支援センター、民生、児童委員など日頃から高齢者と接する関係機関に対し、どのような相談があるかなどを把握し、情報収集を行うことが必要と考えております。その上で、調査の手法については今後国から示されるガイドラインや運用方針などを参考に、個人情報の取扱いにも留意の上、必要に応じてアンケートや聞き取り等による実態調査についても検討し、情報収集に向けた体制づくりの準備を進めてまいります。

２点目の質問、行政と関係機関の役割分担や対応方針につきましては、支援を行政や関係機関だけで直接担うことは専門性や人員等の面からも限界があり、既存業務への過度な負担につながるおそれがあると認識しております。そのため、行政、社会福祉協議会、地域包括支援センターをはじめ、介護事業者などの専門職や必要に応じて民間事業者などがそれぞれの役割を担いながら連携して支援する仕組みが重要であると考えております。町といたしましても相談内容に応じた対応を適切に図るとともに、個々のケースについては必要な支援につなげる体制を今後も継続し、既存の地域ケア会議等を活用しながら関係機関との連携を図り、横断的に支援できる体制を進めてまいります。また、今後国から示される具体的な制度内容や運用方針にも注視しながら、本町の実情に応じた対応を検討してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（髙橋成和）　ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○４番（小澤一文）　ありません。

○議長（髙橋成和）　ないようですので、打ち切ります。

◇　笹　木　笑　子　議員

○議長（髙橋成和）　次、３番、笹木議員、ご登壇の上ご発言願います。

○３番（笹木笑子）　議長の許可を得られましたので、通告に従い、自治会活動の持続可能性の確保について質問いたします。

本町では、８地区の自治会で構成され、地域防災や減災、地域美化、衛生、地域福祉などコミュニティーにとって欠かせない活動が行われており、まとめ役として非常に重要な役割を担っています。現代の生活が公共的な対処を必要とするライフラインにつながれ、ごみ処理、街路灯、生活館の管理運営など公共的な事業として行われているだけに住民の組織的な参加が欠かせないことも明らかです。しかし、少子高齢化や人口減少、定年延長等で人材の確保が難しいため、役員の高齢化、固定化や成り手不足から１人が幾つもの役を担い、大きな負担となっていると聞きます。充て職含め５から８役を担っている方もいるそうです。また、ライフスタイルの多様化や共働き、家庭の事情により自治会活動に参加できない方が多く、人手不足から行事、事業の中止、縮小に至る場合もあるとのことです。特に町が依頼している各種団体等への委員、各課所管団体等の推薦、行事などへの動員と取りまとめ、会議のための案内文の作成、配布、会計処理など役員の少ない地区ほど負担が一部の人に集中していると推測されます。

自治会の多くが過度な負担と思っている現状を踏まえ、将来にわたって自治会活動が続けられる仕組みが必要と考えます。行政が自治会に依頼している業務について、従来から続いている活動を全て維持するのではなく、本当に必要な活動、事業なのかを見直し、無理なく担い手が替わっても将来にわたり地域活動を続けられる環境を整える取組として、依頼業務についても必要性や町と自治会が担う役割について見直すべきではないかと考えます。一例として、広報紙の配達軽減のために民間事業所への委託や自治会ごとに紙、ネットなどの配布方法を選択できる仕組みの検討を始めたところもあります。また、町内会、自治会の事業、組織の見直しや担い手発掘の支援や委員の公募、オンライン参加などで募る方法もいかがでしょうか。

今後さらなる自治会活動の活性化は、大変重要であると認識しています。町と自治会が連携して課題の解決に向けて取り組むことが協働の町づくりにつながると考えます。委託業務の見直し、縮小、デジタル化、民間事業者への業務移行等、持続可能な地域づくりに向けて負担軽減の観点から町としての考えをお伺いいたします。

以上です。

○議長（髙橋成和）　ただいまの３番、笹木議員の質問に対し、答弁を求めてまいります。山崎企画課長。

○企画課長（山崎数浩）　３番、笹木議員のご質問、自治会活動の持続可能性の確保につい

てお答えいたします。

町内には８地区の自治会があり、地域住民の交流や親睦をはじめ、生活環境の維持や福祉、支え合いなど地域コミュニティーを維持する上で重要な役割を担っております。本町では、役場職員で構成する地域サポート制度により、必要に応じて各町自治会の総会や会議等に出席し、困り事や相談事項を把握するとともに、関係課との連携調整を行うなど自治会と行政とのパイプ役としてその活動を支援しております。

また、各町の自治会長で構成する上砂川町自治会連絡協議会を通じ、毎年度各地区から要望を伺っており、これまでは生活館、集会所の修繕など施設整備に関する要望が中心でありましたが、本年度は役員の担い手不足や高齢化、会員の減少、事務作業の負担など自治会運営の現状と課題を具体的に把握するためアンケート調査を実施したところであります。アンケートについては、現在回答内容を集計、分析しているところであり、その結果を取りまとめた後、各自治会と課題を共有するとともに、上砂川町自治会連絡協議会において今後の自治会活動や町の支援の在り方について協議してまいりたいと考えております。

現在町が自治会に依頼している業務につきましては、各種団体等の委員の推薦、行事への参加や取りまとめ、町広報の配布などがございますが、いずれも行政と地域をつなぎ、町政を円滑に進める上で重要な役割を担っていただいております。その一方で、自治会の役員、会員が減少する中、これまでと同様の方法でお願いすることはその方々に負担が集中し、自治会の自主的な活動にも影響を及ぼす懸念があります。このため、自治会に業務を依頼するに当たっては、その業務の意義や緊急性を再確認するとともに、各種団体等委員の推薦枠の見直しや一般公募への切替え等についても併せて検討してまいります。特に各種委員の推薦につきましては、制度上地域からの推薦が必要なものとこれまでの慣例により自治会へ依頼しているものを整理し、それぞれの制度や委員会の目的に照らして公募による選任が可能であるかについても検討してまいります。

次に、議員が一例として挙げられた町広報の配布軽減につきましては、現在町広報は約1,400世帯を対象に各町自治会から報告いただいた67名の広報委員により72の地区に分けて配布していただいております。今後の配布方法については、町内全域へ継続的かつ確実に配布することを基本として、民間企業への委託に加え、配布業務を担う個人への依頼も含め、幅広く検討してまいります。また、デジタル配信につきましては、町ホームページに広報紙を掲載するとともに、町公式ラインを通じた周知も行っておりますが、デジタル機器を利用しない方への対応が求められるなど、自治会ごとに紙媒体またはインターネットのいずれかを選択する方式については配布対象世帯の把握や情報格差などの課題があるものと考えております。したがいまして、当面は紙による情報提供を基本とし、既存のデジタル配信を併用しながら確実な情報伝達を確保するとともに、広報委員の負担軽減につながる配布方法について検討してまいります。

自治会は、地域住民の皆様が自主的に組織し、運営する任意団体であることから、その自主性を尊重することが大切であると考えております。その一方で、生活館、集会所の管理運

営をはじめ、地域の環境美化、ごみステーションの管理、住民相互の助け合い、行政情報の伝達など公共性の高い活動にもご協力いただいており、協働の町づくりを進める上で本町にとって欠かすことのできない大切なパートナーであると認識しております。自治会の事業や組織の在り方については、それぞれの自治会において検討されることが基本でありますが、見直しや担い手の確保に当たっては地域サポート制度を活用していただくなど、各自治会と一緒に課題を整理し、必要な情報の提供や関係課との連携調整を行いながらその取組を支援してまいります。

今後は、アンケートの集計、分析結果を各自治会と共有し、自治会連絡協議会において町からの依頼業務や役割分担の見直しをはじめ、自治会活動の今後の在り方や町に求められる支援について十分に協議し、町からの依頼業務や役割分担の見直しをはじめ、広報紙の配布方法、デジタル化及び民間事業の活用など役員の負担軽減に向けた取組を進め、地域活動を将来にわたり継続できる環境づくりを支援してまいりますことを申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（髙橋成和）　ただいまの答弁に対し、再質問があれば許可いたします。

○３番（笹木笑子）　ありません。

○議長（髙橋成和）　ないようですので、打ち切ります。

以上で一般質問を終了いたします。

◎議案第３５号　議案第３６号　議案第３７号　議案第３８号

○議長（髙橋成和）　次、日程第３、議案第35号から日程第６、議案第38号までにつきましては既に提案理由並びに内容の説明が終了いたしておりますので、順次質疑、討論、採決を行ってまいります。

日程第３、議案第35号　上砂川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　討論なしと認めます。

これより議案第35号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

したがって、議案第35号　上砂川町監査委員の事務執行に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第４、議案第36号　上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　討論なしと認めます。

これより議案第36号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

したがって、議案第36号　上砂川町乳幼児等医療費助成に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第５、議案第37号　上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　討論なしと認めます。

これより議案第37号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

したがって、議案第37号　上砂川町移住定住促進条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり決定いたしました。

日程第６、議案第38号　令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）について議題といたします。

本件に対する質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　討論なしと認めます。

これより議案第38号について採決をいたします。

お諮りいたします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

したがって、議案第38号　令和８年度上砂川町一般会計補正予算（第４号）については、原案のとおり決定いたしました。

◎調査第３号

○議長（髙橋成和）　次、日程第７、調査第３号　所管事務調査について議題といたします。

お手元に配付してありますように、行政常任委員長及び議会運営委員長から会議規則第72条及び第74条の規定により所管事務調査と閉会中の継続調査について申出がございましたので、委員長の申出のとおりこれを許可してまいりたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

よって、本件は委員長の申出のとおり許可することに決定いたしました。

◎追加日程について

○議長（髙橋成和）　ただいま議長の手元に意見書案１件が所定の手続を経て提出されておりますので、これを日程に追加し、議題に付したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

したがって、追加議事日程のとおり追加することに決定いたしました。

◎意見書案第４号

○議長（髙橋成和）　日程第８、意見書案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書について議題といたします。

７番、吉川副議長、ご登壇の上ご発言願います。

○副議長（吉川　洋）　意見書案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書（案）。

本意見書案について、会議規則第13条の規定により提出する。

令和８年９月10日

上砂川町議会議長　髙　橋　成　和　様

提出議員　吉　川　　洋

賛成議員　伊　藤　充　章

笹　木　笑　子

それでは、本文を読み上げさせていただきます。

国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書

北海道は、豊かな自然、広大な大地、冷涼な気候などの特性を有し、農畜産物や水産物の全国有数の生産地として国民の食を支えている。また、近年では風力発電をはじめとする再生可能エネルギーの高いポテンシャルにも注目が集まっており、これらの強みを生かしながら、持続可能で活力ある北海道の実現を目指している。

一方で、本道の道路を取り巻く環境は、高規格道路の未整備区間をはじめ、自然災害による交通障害、幹線道路や通学路での交通事故、道路施設の老朽化など多くの課題を抱えている。

これらの課題解決に向け、次世代半導体、ＧＸ、ＡＩ・ＤＸといった産業の集積促進、国際競争力の強化、人流・物流の効率化による生産性向上、大規模災害に備えた強靱な地域づくりを一層進めるため、高規格道路から道道・市町村道に至る道路網整備や老朽化対策を着実に進める必要がある。また、積雪寒冷地である本道では、安定した除排雪体制の維持など、冬期の安全・安心の確保も重要である。

よって、国においては、千島海溝や日本海溝周辺での発生が危惧されている海溝型地震や気候変動に伴い激甚化・頻発化する自然災害への対応など、国土強靱化を一層推進するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要望する。

記

１．道民の命と暮らしを守り、地域を強く豊かなものとしていくため、計画的かつ長期安定的な道路整備・維持管理が進められるよう、必要な予算を確保すること。

２．第１次国土強靱化実施中期計画に基づく橋梁、トンネル、舗装等の老朽化対策や無電柱化などを着実に推進し、道路の安全・安心を確保するために、資材価格や人件費の高騰等の影響を踏まえた必要な予算・財源を通常道路予算とは別枠で確保すること。

３．高規格道路の未整備区間の解消、高規格道路と直轄国道の連携によるダブルネットワークの構築、暫定２車線区間の４車線化や耐震補強等の機能強化を進め、災害に強い道路ネットワーク整備を推進すること。

４．令和８年度末で期限を迎える公共施設等適正管理推進事業について、道路等の長寿命化推進のため、期限を延長すること。

５．冬期の安全な道路交通の確保や通学路等の交通安全対策など、地域生活を支える道路整備や除排雪を含む道路維持の充実が図られるよう必要な予算を確保すること。

６．道路整備の事業評価において、多様な効果も考慮するとともに、社会的割引率を含め、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築すること。

７．災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、北海道開発局及び開発建設部の人員体制を充実・強化すること。

８．維持管理に活用可能な交付金制度を創設するとともに、公営住宅や下水道など公共施設

の長寿命化について、すべての管理施設の点検や診断、補修、更新が交付対象となるよう採択要件を緩和するなど、地方負担の軽減を図ること。

９．冬期における円滑な交通確保のため、除排雪に必要な予算を確保するとともに、老朽化が進行している除雪機械等の計画的な更新・増強が可能となるよう財政支援を強化すること。

10．堤防整備、ダム建設・再生、湾岸整備などの対策をより一層加速するため、粘り強い堤防の整備に関する交付金制度の拡充や準用河川改修の事業要件緩和、小規模河川改修に対応した財政、技術支援制度の創設など、「流域治水」の取組に必要な財政支援を更に強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和８年９月10日

上砂川町議会議長　髙　橋　成　和

提出先　衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、国土交通大臣、国土強靭化担当大臣。

以上であります。

○議長（髙橋成和）　以上で本件に対する説明を終わります。

引き続き質疑を受けます。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　ないようですので、打ち切ります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　討論なしと認めます。

これより採決を行います。

意見書案第４号を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（髙橋成和）　異議なしと認めます。

したがって、意見書案第４号　国土強靭化に資する社会資本整備等に関する意見書は、原案のとおり決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（髙橋成和）　以上で本定例会に付議されました案件につきましては、全て終了いたしましたので、令和８年第３回上砂川町議会定例会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（閉会　午前１０時３０分）

地方自治法第１２３条第２項の規定によりここに署名する。

議　　長　　髙　橋　成　和

署　名　議　員　　藏　根　高　史

署　名　議　員　　笹　木　笑　子